

誓 約 書

野田市の公有財産売却に参加するに当たり、以下のいずれにも該当しません。
これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、入札参加資格の確認のため、申込者（法人等の場合は役員などを含む。）について、貴市が千葉県警察本部に照会することに同意します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 暴力団員を役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）とする法人又は団体（以下「法人等」という。）
- 3 次に掲げる行為をした者又は当該者を役員等とする法人等
 - (1) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用する行為
 - (2) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与する行為
 - (3) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する行為
- 4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者又は当該者を役員等とする法人等

年 月 日

（宛先）野田市長

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名)

㊞